

# 10 消防学校教育訓練実施状況

## (1) 教育訓練方針

令和2年度においては、7月に九州地方や岐阜県を中心とした中部地方の広い範囲で豪雨による災害に見舞われ、河川の氾濫・土砂崩れ等による住家被害など甚大な災害が発生した。

また、未曾有の被害が想定される南海トラフ巨大地震への切迫性が高まる今日において、県民の安心・安全を担う消防に寄せられる住民からの期待は大きく、大規模化、複雑多様化する災害に対応する消防職団員の育成は極めて重要である。

このことから令和3年度は、次の方針に基づいて教育訓練を実施した

初任教育については、礼節と規律を重んじ、災害現場で隊長の下命に基づく基本的な活動ができるよう消防業務全般に関する知識・技術を習得させるとともに、体力・精神力を身に付けさせ、即戦力となる人材の養成に努めた。

消防職員専科教育、幹部教育等については、現任者の更なるレベルアップを目標に先進的事例や最新情報の提供を行った。

また、移動式街区訓練施設や、実火災体験型訓練が実施できるホットトレーニング施設等を活用し、より実践的かつレベルの高い教育訓練を実施した。特に、実火災体験型訓練については、各消防本部が主体となって実施できるよう、ホットトレーニング指導者講習を行い、必要となる人材の育成に努めた。

救急教育については、救命率の向上を目的として通信指令員の救急に係る教育の充実を図るとともに、MC救命士とともに現任の救急救命士の質を向上させるための教育を実施し、救急科の充実を図った。

消防団員教育については、団の指導者等に対して必要な火災防ぎよをはじめ各種災害活動要領についての知識・技術を付与した。特に、労働安全衛生教育の充実強化を含めた安全管理や大規模災害を想定した指揮能力の習得に重点を置くとともに、各種教育訓練を通して地域防災力の向上を図った。

なお、新型コロナウイルス感染症が感染拡大する中、感染防止対策を行いつつ教育訓練を実施したが、感染状況が厳しい時期の教育訓練は中止とした。

## (2) 消防職員に対する教育訓練

### ア 初任教育（規則第5条）

新たに採用された者に対して、職務の遂行に必要な基礎的知識、技術を修得させるとともに、人格の向上、体力・気力の錬成、規律の保持、協同精神の醸成等を図るため、約6か月間（800時間）の教育訓練を実施した。

### イ 専科教育（規則第6条）

#### （ア）警防科

警防業務を担当している者又は同程度の知識及び技術を有する者に対して、警防行政の現状や課題を理解するとともに、火災をはじめとする各種災害に的確に対処できる専門的知識・技術を修得させるため、16日間（80時間）の教育訓練を実施した。

#### （イ）特殊災害科

特殊災害対策を担当する者又は担当予定者で、消防士長以上（昇任予定者含む）の階級にある者又は小隊長の職にある者に対して、さまざまな特殊災害事象に関する知識を理解するとともに、特殊災害現場において隊員の安全管理に配慮しつつ、適切・効果的な消防戦術を指揮できる知識・技術を修得させるため、10日間（56時間）の教育訓練を実施した。

#### （ウ）予防査察科

予防業務を担当している者又は同程度の知識及び技術を有する者に対して、予防行政の現状や課題及び予防関係の知識を理解するとともに、的確な指導や違反処理等を遂行できる能力を修得させるため、15日間（75時間）の教育訓練を実施した。

#### （エ）救急科

新たに採用された者又は救急隊員の資格のない者に対して、救急隊員として必要な基礎的知識から専門的知識・技術までを修得させ、新たに認められた応急処置まで行

える救急隊員の資格を取得させるため、約2か月間（270時間）の教育訓練を実施した。

#### ウ 幹部教育（規則第7条）

##### （ア）上級幹部科

消防司令以上の階級にある者で、本部課長、署長又はそれに準ずる者に対して、業務管理、人事管理、危機管理等の上級幹部として必要な知識を修得させるため、2日間（13時間）の教育訓練を実施した。

#### エ 特別教育（規則第8条）

##### （ア）消防操法指導科

消防操法の指導担当者又は担当予定者に対して、ポンプ車操法及び小型ポンプ操法の指導に必要な知識・技術を修得させるため、1日間（7時間）の教育訓練を実施した。

##### （イ）はしご自動車科

はしご自動車の運用に従事している者又は従事予定者に対して、はしご自動車の運用に必要な知識・技術を修得させるため、2日間（14時間）の教育訓練を実施予定であったが、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ中止した。

##### （ウ）エレベーター教育

受講を希望する者に対して、エレベーター事故に関する救助活動に必要な知識・技術を修得させるため、1日間（3時間）の教育訓練を実施予定であったが、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ中止した。

##### （エ）ホットトレーニング訓練指導者講習

ホットトレーニング訓練の指導担当者又は担当予定者に対して、ホットトレーニング訓練の指導に必要な知識・技術を修得させるため、3日間（21時間）の教育訓練を実施した。

##### （オ）救急救命士集合研修

全運用救命士及び今後運用が見込まれている救急救命士に対して、「救急救命士に対する再教育ガイドライン」に基づき、救急救命士の判断力向上を目的として1日間（4時間）の教育訓練を5回実施した。

##### （カ）処置範囲拡大追加講習

新処置の資格を有していない薬剤投与救急救命士で地域メディカルコントロール協議会が推薦する者に対して、救急現場において、心肺機能停止前の重傷傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与等、病態に適した適切な薬剤の投与ができる能力を修得させるため、2日間（16時間）の教育訓練を3回実施した。

##### （キ）通信指令員の救急に係る教育

通信指令業務を担当する者又は通信指令員を教育する立場にある者に対して、通信指令員として、救急現場におけるバイスタンダーに対して有効な口頭指導ができる能力及び、消防本部内において通信指令員に対して教育指導ができる知識を修得させるため、3日間（21時間）の教育訓練を実施した。

##### （ク）大規模災害対応に係る教育

災害発生時、現場において救助業務の指揮を執る者、又は救助業務を実施する者に対して、広域応援等の応援がすぐに見込めない状況で、所属する市町村消防本部や管轄の消防団で、同時多発的に発生した火災、家屋倒壊、土砂災害等の各種災害に対応できる知識・能力を修得させるため、1日間（7時間）の教育訓練を実施した。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため座学、図上訓練のみ実施し、実科訓練は翌年度に実施することとした。

#### （3）消防団員に対する教育訓練

##### ア 基礎教育（規則第9条）

消防団員としての経験が概ね3年未満の者に対して、消防団活動に必要な基礎的知識・技術を身につけ、下命に基づく現場活動が遂行できる能力を修得させるため、2日間（14時間）の教育訓練を、消防本部で7時間、学校で1日間（7時間）実施した。

イ 専科教育（規則第10条）

（ア）機関科

機関員を担当する者又は担当予定者に対して、ポンプ車・小型ポンプ車の操作及びポンプ間の連携等に必要な知識・技術を修得させるため、1日間（7時間）の教育訓練を実施した。

ウ 幹部教育（規則第11条）

（ア）初級幹部科

部長、班長の階級にある者に対して、初級幹部として必要な指導能力等の知識・技術を修得させるとともに、配下の団員に対して知識・技術の普及が図れるよう、1日間（7時間）の教育訓練を2回実施した。

（イ）指揮幹部科 現場指揮課程

分団長・副分団長・部長の階級にある者又は昇任予定者に対して、平常時において訓練を企画する能力を養うとともに、大規模災害時等において配下の消防団員を指揮するための知識・技術を修得させるため、2日間（14時間）の教育訓練を実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ中止した。

（ウ）指揮幹部科 分団指揮課程

分団長・副分団長の階級にある者又は昇任予定者に対して、分団の管理運営及び現場における指導能力等の知識・技術を修得させるため、1日間（7時間）の教育訓練を実施した。

エ 特別教育（規則第12条）

（ア）指導員科

指導員若しくは令和3年度に指導員に任命される予定の班長以上の階級にあり、かつ消防操法の知識を有している者に対して、団員の基礎的な教育訓練指導に必要な知識・技術を修得させるため、1日間（6時間）の教育訓練を2回実施した。

オ 短期入校

規則第4条に定めのない教育訓練で、各種学科、訓練及び消防操法等、消防団員に必要な知識・技術を修得させるため、短期間の教育訓練を実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ中止した。

(4) 消防関係職員等に対する教育訓練

ア 自衛消防隊員教育

事業所の自衛消防隊員に対して、「事業所に勤務又は出入りする者の人命の保護」と「施設等の被害の軽減」を図るための活動に必要な知識・技術を修得させ、事業所の自主防災活動の充実を図るため、1日間（6時間）の教育訓練を実施した。

イ その他

新たに採用された岐阜県職員に対し、災害時や緊急時における実践的な対応能力を養成するため、非常事態に備えた公務員としての心構えや行動のあり方を身につけさせること目的に、1日間（4時間）の教育訓練を6回実施した。